

区立図書館サービスの基本的なあり方
について（提言）

平成17年3月

新宿区立図書館運営協議会

区立図書館サービスの基本的なあり方について

平成 15 年 6 月に発足した今期（15・16 年度）の新宿区立図書館運営協議会は、公募による利用者代表委員 4 名を構成員に加え、「区立図書館サービスの基本的なあり方」をテーマに設定して検討・協議を進めてきました。

前期にあたる平成 15 年度は、「図書館の理念・役割・機能に関する基本的な検討項目」について協議を行い、平成 16 年 3 月に「中間のまとめ」として報告しました。

協議にあたっては、区民・利用者の視点に立って、現状を踏まえ、理想の図書館像を描きたいとの思いで、議論を進めてまいりました。

後期にあたる平成 16 年度は、「利用者の要望に応える図書館サービスの充実施策」として 14 項目の図書館サービスについて、現行体制において可能なサービス拡充策について検討・協議を行ってきました。

ここに提言としてとりまとめましたので、提出いたします。

平成 17 年 3 月 8 日

新宿区教育委員会教育長
金子 良江 様

新宿区立図書館運営協議会
（平成 15・16 年度）

会 長 小杉山 清
副会長 中多 泰子
委 員 矢口 悦子
委 員 加藤 博子
委 員 山田 武雄
委 員 三輪 建二
委 員 奥津 浩美
委 員 埜崎美地子
委 員 日高奈美子
委 員 山本 郁代

目 次

1	はじめに	1
2	図書館に期待される役割・機能	2
	(1) 知る権利を保障する図書館	2
	(2) 資料の収集・提供機能	2
	(3) 生涯学習の中核的施設としての図書館	2
	(4) 地域の情報拠点としての図書館	4
	(5) 民間活動との連携	5
	(6) ビジネス支援機能	6
	(7) 図書館機能の多様化	7
3	中央図書館及び地域図書館の役割について	7
	(1) 中央館の役割について	8
	(2) 地域館の役割について	9
4	地域社会に支えられる図書館	10
	(1) 協働社会の到来	10
	(2) 図書館のボランティア	11
	(3) 図書館とNPO	12
5	図書館サービスの目標の設定	13

6	図書館サービスの拡充施策について	14
	(1) 児童サービス	14
	(2) ヤングアダルトサービス	15
	(3) レファレンスサービス	17
	(4) 視聴覚サービス	18
	(5) ビジネス支援サービス	19
	(6) 障害者サービス	20
	(7) IT(情報技術)を活用したサービス	22
	(8) 高齢者サービス	23
	(9) 外国人サービス	24
	(10) 学校図書館との連携	25
	(11) 大学図書館との連携	26
	(12) 開館日及び開館時間の拡大	27
	(13) ボランティア・NPO等との連携	28
	(14) 管理運営の多様化	29
7	おわりに	31
8	参考資料	
	用語の説明	32
	平成 15・16 年度 図書館運営協議会委員名簿	35
	平成 15・16 年度 図書館運営協議会協議経過	36
	(参考) 区立図書館の位置	

1 はじめに

公共図書館の役割・機能について法令の枠組みは、「図書館は、社会教育のための機関（社会教育法）」であり、「図書、記録その他必要な資料を収集し、整理し、保存して、一般公衆の利用に供し、その教養、調査研究、レクリエーション等に資する施設（図書館法）」ですが、今日の公共図書館にはさまざまな役割・機能が求められています。

これからの区立図書館のあり方は、図書館が現在の枠組みを踏まえ、文化的・精神的にも豊かさが感じられる区民生活・地域社会づくりに積極的に貢献することです。

さらに、区民が人と出会い、相互に情報を交換し、明日への活力を生み出せるような「オアシス」の役割などを担うことです。

文化は、「人間が自然に手を加えて形成してきた物心両面の成果であり、衣食住をはじめ技術・学問・芸術・道徳・宗教など生活形成の様式と内容を含む（広辞苑）」ものといわれています。

芸術をはじめ、各種の伝統工芸、祭事などの習俗、食事の作法や挨拶の仕方等の生活様式など、どれをとっても、人間が後天的な学習により獲得したものです。

私たちは、高度な文明社会に生きています。このことは、人間が長い年月をかけて行ってきた各種の学習により、言語を形成し、知識の伝達や蓄積などのコミュニケーション活動を行う中で、様々な文化が世代を超えて伝えられ、その過程で人間の思考が高度化・深化を遂げてきたことの結果です。

文化は時代と共に変化するものですが、21世紀社会においても、様々な文化創造の営みにより、精神的にも豊かな社会を、子どもたちに伝え、後世に引き継いでいくのは、私たちの責務です。

とりわけ、日本の首都の中心にある新宿は、衣食住をはじめとする生活分野、美術・音楽・芸術などの分野での創造活動と情報発信力を強めるとともに、伝統的地域文化を継承して、21世紀の都市型コミュニティを創造することが求められています。

これからの区立図書館には、区民自らが文化的創造を行っていくための的確な支援が求められ、まさに、生涯学習社会における文化の拠点としての機能を果たすことが望まれています。

2 図書館に期待される役割・機能

これからの区立図書館には、以下のような役割・機能を積極的に果たしていくことが求められています。

(1) 知る権利を保障する図書館

健全な民主主義社会の発展に「知る権利」の保障は不可欠です。図書館の社会的役割は、まさに国民の「知る権利」を保障することであり、そのためにあらゆる資料の提供をもって応えることです。

資料・情報を求める人々やグループに対し、効果的にかつ無料で資料を提供するとともに、区民・利用者の資料要求に積極的に応えることが図書館の本質的機能です。この機能は、区立（公共）図書館にとって本質的・基本的・核心的なものであり、その他の機能に優先するものです。

(2) 資料の収集・提供機能

多様化し、高度化・個性化する生涯学習を支援していくためには、あらゆる人に開かれた公共図書館として、人間生活にかかわる豊富な資料を収集・提供する役割が求められています。この意味において、情報格差の拡大を少なくし、区民の知的レベルを維持するために、無償で資料提供等を行う図書館の役割は重要です。あわせて、新しい情報技術の導入等によるインターネットサービスなどその提供を効果的に行って、サービスの向上を図ることが求められています。

また、図書館利用を促進するための条件整備と区民等への働きかけ、住民参加の場の確保等を図る必要があります。

(3) 生涯学習の中核的施設としての図書館

区立図書館の機能は、施設利用、資料など区民にとって身近な図書館であることを踏まえ、資料や情報提供、学習機会の提供等区民に対する直接のサービス機能と、資料や情報の収集・保存、調査・研究等の住民サービスをバックアップする機能について、生涯学習の推進、高度情報化社会の到来という観点からの検討が必要です。

図書館の資料・情報収集の一層の整備・充実等

図書館の資料・情報収集の一層の整備・充実を図ることが求めら

れます。さらに、レファレンスサービス*1の質の向上や、図書館外の情報源についての情報を提供したり紹介するレフェラルサービス*2の充実と多様化を図ることが期待されます。

子どもの読書環境の整備

子どもの読書活動は、子どもが言葉を学び、感性を磨き、表現力を身につけていく上で欠くことのできないものであり、21世紀を担う子どもたちには、豊かなイメージを描ける能力を培い、言葉によるコミュニケーション能力を養うことが大変重要です。

国際化、高度情報化が進展する中で、子どもの成長を社会として保障するためには、児童の施策等を行うにあたり、「児童の最善の利益が主として考慮される（児童の権利に関する条約第3条）」必要があります。

子どもの読書環境の整備を図るため、新宿区は、平成15年度に「新宿区子ども読書活動推進計画」*3を策定しました。また、子どもの読書活動の充実については、「新宿区次世代育成支援計画」*4にも位置づけられています。

子どものときに読書の習慣を身につけることは、人が生涯を通して本と接し、人生を豊かに生きるための糧となるものです。

したがって、児童・生徒と図書を結びつける機会の積極的提供をはじめ、子どもの読書についての学習機会の親への提供など計画の具体化には、家庭や地域をはじめ、区立図書館や小・中学校等の関係者が連携して取り組む必要があります。

その際、区立図書館は子どもが喜んで通う場所として、子どもにとって魅力ある児童サービスへの工夫や学校図書館との連携にも十分留意する必要があります。

学習機会の提供

小さな子どもから高齢者まであらゆる区民に多様な学習機会を提供することは、図書館が教育機関としての機能を十分に生かす上で大切な機会です。

これまでの学習機会の提供は、主に図書館施設や設備の提供など学習のための条件整備を中心に進められ、区においては、平成9年4月の四谷図書館の開設をもって9館体制が整備されました。

しかし、今後は、区民が充実した生涯をおくるという観点から、多様な学習機会を提供していく必要があり、読書の普及と質の向上

をめざした事業を実施することが期待されています。

学習機会の提供にあたっては、学校をはじめ他の社会教育施設との連携を図ることが必要ですが、特に区立図書館活動の大きな柱のひとつとして、地域の児童・生徒等に対する学習サービスの提供が重要です。学校との十分な連携のもと、より充実した学習機会を提供することが求められます。

他の図書館等との連携

図書館資料や情報の収集・保存は、専門的知識を有する区民や他の図書館等との連携の下に、効率的に行う必要があります。現在、都立図書館や他区市立図書館との間で相互貸借を行っており、国立国会図書館、日本点字図書館等との連携も図られています。今後、図書館間協力をはじめ社会教育施設等との連携や都立図書館等の役割も踏まえた収集を行う必要があります。

また、区民の学習機会の拡大に資するために、大学図書館などがその施設を地域に開放していくことが望まれ、区立図書館側から積極的に大学図書館との連携を進めていく必要があります。平成16年1月から実施の「東京富士大学図書館と区立図書館との相互連携」による社会人利用制度は、全国的にもまだ事例が少ないなかで意欲的な取り組みであり、連携のモデルとなるものですが、今後、他大学図書館等の多様な情報機関との連携も図る必要があります。

調査・研究開発

図書館の運営目標やサービス改革を策定するため、図書館に対する地域住民の要求や地域の諸条件を調査し、分析・把握する必要があります。また、図書館の利用を援助する技術や潜在ニーズの掘り起し等の調査・研究開発が必要です。

情報源として利用・照会ができる機関や人物などについてのデータベース*5の作成などきめ細かなサービスを行うための検討が必要です。

(4) 地域の情報拠点としての図書館

今後の高度情報化社会において、図書館は電子化された情報に対する住民のニーズに対して、適切に対応していくことが求められます。資料や情報提供サービスを通して人々の多様な活動を支援してきた図書館は、地域の情報拠点として、電子化された情報を含めた

幅広い情報を提供するとともに、人々の情報活用能力（インターネットサービス等の新しい情報サービスの活用や情報機器の操作等）の育成を支援することも視野に入れて対応する必要があります。住民も、個人情報保護、著作権法に対する知識を含めた幅広い情報モラルを身につける必要があります。

また、単なる資料の貸し出しや、場所の提供に陥ることなく、区民から求められる情報等サービスを提供する情報・文化の拠点として中心的役割を担う施設にふさわしい情報発信機能を発揮するための、手段・方法を考える必要があります。例えば、名誉区民や人間国宝等の称号を持つ区内在住の文化人や有名スポーツ選手等の情報提供を行う中で、図書館の資料を利用者と結びつけることが求められます。

(5) 民間活動との連携

民間の生涯教育活動が活発化し、社会教育関係団体、民間教育事業者、ボランティア団体等が積極的な活動を行っています。今後の区立図書館は、民間教育事業者、ボランティア団体をはじめとするNPO等とも幅広く連携・協力を進めるとともに、これら民間活動が一層活性化し、人々の学習活動をより豊かにする上で、貢献できるよう環境を整備していく必要があります。

区立図書館においては、中央図書館で児童への読み聞かせ活動を行っている「読み聞かせの会」や戸山図書館で対面朗読等のサービスを行っている「新宿区声の図書館研究会」などのボランティア活動が長年続けられ、図書館活動の一翼を担ってきました。区民が自分たちの図書館であるとの自覚をもち、図書館の運営に責任を持つうえでもボランティア活動の広がりが必要です。

今後さらに、有用な資源を社会貢献に活かせるような団体等との相互理解に基づいて、区民の知的生活の充実や豊かな地域社会づくりのために積極的に活用する具体的な仕組みづくりを、調査・検討していくことが重要です。

(6) ビジネス支援機能

ビジネス支援図書館は、図書館の持つ情報蓄積をベースに、Web * 6やデータベース等を装備してIT（情報通信技術）化を図り、これを運用する司書を養成して、図書館に創業とビジネスを支援する機能を付加した図書館機能です。図書館の基本的機能は資料及び情報の提供であることから、地域の産業・ビジネスを支援するための資料・情報提供を行うことがビジネス支援の基本となります。

従来、公共図書館の地域での役割は、主に教育や福祉サービスの面を中心として認識されてきました。しかし、地域社会の基盤である経済や地域活動の面についても、より大きな役割が求められています。わが国においては、自己責任や自己解決、自己決定が求められる社会が到来したといわれていますが、公的な情報機関である公共図書館が、この社会的な要請に基づき、課題解決のための情報提供と支援をする必要があります。

図書館は、長時間にわたり直接の人的サービスが行われている点において、地域住民にとって心理的・時間的にも利用しやすい施設です。

自己責任社会においては、個人が責任を負える能力や資源を獲得できる仕組みをつくる必要があります。その点では、知識・情報源であり、学ぶための機関である図書館は最適の場といわれています。

ビジネス図書館の試みは、先進的な取り組みを行っている自治体の図書館においても、まだ緒についたばかりです。図書館以外でも女性の創業などエンパワーメント * 7のための支援を行う横浜市「横浜女性フォーラム」* 8の例なども参考になります。既存の図書館資源を活用した取り組み例としては、

支援コーナーの設置 行政、企業資料の提供 レファレンスサービスの強化 ビジネス関連のセミナー・研修会の開催等が行われていますが、今後、区立図書館での具体的な実施には人材の確保をはじめビジネス関連情報のデータベースの整備やビジネス支援のための様々なレファレンスツール（リストやガイド等の作成）を用意する必要があります。

同時に社会人の図書館利用に対応した開館時間の延長も必要になります。平成17年5月から地区館の開館時間の1時間延長を決めたことはその一環です。

区立図書館がビジネス支援に取り組む場合は、区の産業特性を踏まえ、めざす方向性を明確にして、区立産業会館はじめ都立図書館等との連携も視野に入れた効果的、効率的運営を行うための十分な検討が必要です。

(7) 図書館機能の多様化

少子高齢化、高度情報化への対応は、21世紀の大きな課題です。これに対応するため図書館は、様々な学習支援機能をもつ教育機関として、他の部局、他の機関等との連携のもとで、図書館活動の活性化を図る必要があります。

具体的には、学校教育支援（学校図書館との連携）、子ども支援（進路情報の提供、読み聞かせ）、子育て支援（子育てレファレンス）、高齢者等支援（対面朗読、ボランティアの活用）、キャリアアップ*9・ビジネス支援（ビジネス情報提供）、民間活動支援（読書グループへの支援）等の機能を付加し、多様化を図る必要があります。

図書館は知的コミュニケーションの場であり、図書館には様々な知的財産が豊富に存在します。利用者の知的関心を高め、様々な知的活動につなげていくためには、図書館がいままでのように図書館の資料をはじめとする情報の提供にとどまるのではなく、例えば図書館で絵画や音楽と出会えるような取り組みなど、従来の枠にとらわれない事業展開も必要です。

一方、これらのニーズのすべてについて、区立図書館だけで応えることは経費的にも、施設や職員体制的にも不可能です。国立国会図書館、国際子ども図書館をはじめ都立図書館、他区市立図書館、大学図書館、さらには私立図書館等との連携とネットワーク*10の中で可能な限りのサービスを提供する必要があります。

3 中央図書館及び地域図書館の役割について

区立図書館は、中央館と8つの地域図書館により構成されています。9館全体は、図書その他の資料の利用または情報入手に関する住民の要求を満たすための、有機的な組織体として、図書館ネットワークシステムを構成しています。

四谷図書館のように規模の大きな地域館もありますが、地域館が、中央館と同じ規模の蔵書・視聴覚資料・会議室等の設備などすべて

を備えることは、困難です。そこで、身近な図書館で、他館の蔵書等を手にできるよう、情報と配本システムが構築されています。

区の図書館活動は、中央館を中心として、統一されたサービス計画の下に区立図書館システム全体として、最大の効果をあげるように行うことが重要です。

(1) 中央館の役割について

図書館の機能は、端的には資料・情報の提供です。中央図書館は勿論、都立図書館や国立国会図書館などにある図書館資料でも、身近な地域館で手に入れることが図書館の基本的な理念です。

したがって、身近な地域館においても基本的にはすべての資料・情報の提供ができるようにすることが重要です。中央図書館は、図書館サービス提供の要としての機能を担っています。

知的活動の中核

図書館サービスをどのように行うのかの意思統一をして、サービスに一貫性を持たせるとともに、図書館行政の中での運営方針や政策のあり方等について、地域館だけでなく企画・財政など関係部署等との調整等も行って、区立図書館活動の方向性を定める、知的活動の中核としての役割です。

更に、都立図書館など他機関とのネットワーク活動においても、運用基準等の「とり決め」を行うなどは、中心館の役割です。

資料管理のコントロールセンター

中央館には資料管理のコントロールセンターの役割があります。

資料収集・保存・廃棄について、中央館は、一般的奉仕のために必要な、

- ア 利用者の学習及び教養に資する資料
- イ 利用者の一般的調査研究に資する資料
- ウ 利用者の日常生活の維持・向上に資する資料
- エ 利用者の趣味及びレクリエーションに資する資料
- オ 利用者の学習ならびに調査研究に資する学術・専門的資料、参考図書及び地域資料、その他の資料
- カ 利用者の趣味、教養、文化活動及び社会教育活動に資する視聴覚資料

を収集するとともに、
資料の保存・廃棄規準の制定・運営などのコントロールセンターの役割を、的確に果たす必要があります。

また、情報管理のコントロールセンターとして、図書館情報システムの基本的考え方の統一や日常におけるコントロールも、蔵書データや利用者データの適正管理を行う上で極めて重要です。

全図書館システムの支援

多くの資料を所蔵し、職員も多い中央図書館が地域図書館活動の後ろ盾として安心感を与える必要があります。

このことは、区民にとっては、知識が豊富に存在すること、すなわち「中央図書館にはある。」という安心感につながるものです。職員にとってもサービス活動をしていくうえでのよりどころとなります。

中央館の施設機能について

中央館には利用者の様々なニーズに応えるとともに、地域館の支援が可能な施設機能が必要です。例示的には、開架室・閉架書庫・一般室・児童室・郷土資料室・参考調査室・視聴覚室・ホール・録音室・会議室・喫茶ラウンジ・ボランティアルームなどが必要です。また、多様な文化交流を支援するギャラリー機能や電子情報の提供を行うためのITルーム・調べ学習用図書の出納など学校図書館活動を支援するための支援センターなどの機能について、新築時には検討の必要があります。

(2) 地域館の役割について

地域館は、身近な図書館として、資料の提供等の基本的なサービスが大切です。中央館や他の地域館と連携したサービスを地域のサービス拠点として行う必要があります。

したがって、地域館では、

資料の収集に関しては、(1)中央館の項で述べた「一般的奉仕のために必要な資料(ア・イ・ウ・エのとおり)」を収集します。

施設機能面では、開架室・会議室のほか、地域のニーズを踏ま

え必要な施設（視覚障害者サービスに必要な録音室など）の施設機能を備えていることが求められます。

また、各地域館の児童コーナー・ヤングアダルトコーナーについては、手狭な施設条件のもとでも創意工夫により設置する必要があります。

地域館の機能を考える場合、地域の特性、地域住民・利用者のニーズを踏まえた特色あるサービスを行うことが重要です。施設や職員数などの諸条件には制約がありますが、地域に愛される図書館づくりにとって不可欠です。

現在も、外国語の図書資料を四谷・北新宿・大久保図書館に、ビジネス関係図書資料を角筈図書館に重点的に配置し、また、視覚障害者サービスを戸山図書館を中心に提供するなど、それぞれの地域性を踏まえた資料収集等を行っています。

今後、地域性を重視した特色ある地域館とするために、将来実施が必要となる「図書館サービスに関するニーズ調査」等の結果を見ながら、地域の特性に対応した図書館サービスのあり方について、十分に検討する必要があります。

4 地域社会に支えられる図書館

図書館の運営は、区民の税金により支えられており、図書館の施設や資料は区民共通の財産です。利用者である区民自ら、「自分たちの図書館である」という自覚も求められています。そのためには、利用者自身が施設や資料を大切に扱うことをはじめ、図書館運営への参画を通じて図書館を良くしていくことが求められます。

(1) 協働社会の到来

協働社会が到来したと言われていています。行政における協働は、「行政とNPO・ボランティア等が相互に尊重し、対等な立場で共通する社会的目的の実現に向け、社会サービスの供給等の活動をする」とことと言われていています。わが国においては、公共サービスの多くは、行政が直接行う行政サービスとして提供されて来ました。しかし、少子高齢化、国際化、高度情報化等の進展の中で、価値観や生活様式の多様化が進み、多様性のある社会が到来しました。

画一性、統一性、公平性を特徴とする行政サービスには財政的な

制約もあって、多岐多様な地域のニーズに十分応えられなくなっています。一方、精神的豊かさへの志向や自己実現欲求の高まりのなかで、新たな社会性志向が高まり、市民自ら地域社会の問題に主体的にかかわって、責任も分担しながら、社会貢献をしようという機運が急速に高まっています。

平成10年に新しい非営利法人制度として制定されたNPO法（特定非営利活動促進法）*11の施行により、非営利活動の社会的存在意義が法制度として認知されたことともあいまって、さまざまなボランティア活動やNPO活動が活発化しています。

区においても、保育や高齢者福祉、学校教育、生涯学習の分野などで多様なボランティア活動が行われており、図書館においては、視覚障害者サービスにおける音訳・対面朗読、来館が困難な利用者への家庭配本サービス、幼児・児童を対象とした読み聞かせなど息の長いボランティア活動が行われてきました。NPOについては、多様な分野で数多くの法人が活動していますが、図書館を活動分野とするNPOは全国的にも少ない状況です。

(2) 図書館のボランティア

図書館のボランティア活動の現状を踏まえ、今後は、現在の活動の裾野を広げていくとともに、図書館利用案内・書架や資料案内はじめ図書整理・図書修理や布絵本の作成等、活動領域を広げていくための具体的な検討を早急に行う必要があります。平成16年度から制度開始した「図書館サポーター制度」においては、図書館の多様な活動に参加する機会を区民に積極的に提供することにより、区民に支えられ、愛される図書館として発展することが期待されます。

一方、区の情報公開・個人情報保護審議会では、ボランティアにコンピュータシステムによる個人情報を取り扱わせることは不適切であるとしており、このことは十分留意すべきことです。

生涯学習社会における図書館ボランティアは、他の人々の生涯学習を支援するために、自らの知識・技能を提供する意味で、まさに生涯学習社会の重要な担い手です。

同時にボランティアは、自らボランティア活動を行うことで

刺激と活力を得て、自らの知識・技能を維持し、一層高める必要からも生涯学習を継続することになります。

したがって、行政が、ボランティアを安易に図書館業務の補助要員とみなすことは間違いであり、「図書館運営上の新たなパートナー」として位置づけることが重要です。具体的には、「図書館業務に付加価値をつける」活動として、また、「図書館運営改善のための区民の(批判)の目」としての活動、さらには「図書館と地域社会の連携を深める」活動として位置づける必要があります。

ボランティア活動の原則は、自らの意思で行う「自発性」、内容が公共的な性格を持つ「公共性」、活動に対する労働の報酬を伴わない「無償性」の三つといわれますが、行政としては、ボランティアが安心して活動できるためのボランティア活動保険への加入は不可欠な条件整備です。また、無償の活動を原則としていますが、交通実費等費用弁償程度は検討が必要です。

(3) 図書館とNPO

図書館を運営したり、活動にかかわるNPOは全国的にも宮崎市など極めて少ない状況です。NPOと行政を比較した場合、組織の設置目標はもとより、活動の方法(活動原理)、効率性、保障性、選択性など行政とは顕著な違い*12があります。

平成15年9月施行の地方自治法の一部改正法において、新たに公の施設の管理運営に民間会社等が参入することを可能にする「指定管理者制度」*13が定められました。

指定管理者には、NPOもなることができる制度ですが、図書館には表現の自由、思想・信条の自由を守り、利用者のプライバシーを守るという使命があること、また、図書館業務の専門性の確保が重要であることからNPOによる図書館運営については調査・研究が必要です。

5 図書館サービスの目標の設定

図書館サービスは、計画的に実施するとともに自己評価等を行う必要があります。そのためには、それぞれのサービスに適切な「目標」を設定することが重要です。

目標の設定は、量や質で表す数値目標もありますが、数値でなく文章でも表現可能です。

数値で目標を設定する場合は、図書館利用者を含む区民へのアンケート調査等によるニーズ調査等を行った上で、的確な目標設定が必要です。

設定した目標の達成をめざした取組を行う中で、図書館サービスの水準の向上を図り、区立図書館の目的及び社会的使命を果たしていく必要があります。

そして、各年度の図書館サービスの状況について、目標の達成状況を自ら点検・評価を行い、その結果を区民・利用者に公表することが重要です。

平成 15 年度に策定の「新宿区子ども読書活動推進計画」は、子どもの読書環境の整備のための総合計画ですが、計画の中で計画の進捗状況を把握するための仕組みとして、数値目標を設定したことは、先進的な試みとして評価できます。

今後は、図書館サービスの全般について、図書館側からの目標設定と評価・公表だけでなく、例えば区民からのレポートの提出など区民から評価を受けるシステムも検討が必要です。

6 図書館サービスの拡充施策について

図書館の理念・役割・機能に関する基本的なあり方を踏まえ、現行9館体制において、利用者の要望に応える図書館サービスで実施可能な拡充施策として、次の14項目について具体化に向けた積極的な検討を期待します。

(1) 児童サービス

公立図書館における乳幼児からの児童サービスの本格的な取組みは昭和45年の「市民の図書館」に始まります。「市民の図書館」は、日野図書館の実践を通して検証された「中小都市における公共図書館の運営」(いわゆる「中小レポート」)(昭和38年)の公共図書館の運営に関する理論を再構成したものです。

「市民の図書館」の考え方において、これからの図書館サービスの中心に「貸出サービス」、「全域サービス」とともに「児童サービス」の重要性が位置づけられました。

児童サービスとは、子どものための図書館サービスです。児童サービスの意義は、子どもと本を結びつけ、子どもに読書の楽しみを伝えることです。本の世界の中でさまざまな精神的・情緒的体験を積むことによって、子どもたちの感性や想像力が磨かれ、さらには困難に立ち向かい生きていく力が育まれることにもつながります。こうした本の世界に子どもが気づき、読書の喜びを知り、読書習慣を自分のものとするように、子どもと本を結びつけるのが、児童サービスです。

【現 状】

区立図書館の児童サービスでは、子どもと本の結びつきを強めるために、読み聞かせをはじめとして、お話し会、工作会、映画会、人形劇会など様々な取組みを行っています。特に、読み聞かせ、お話し会については全館で行われています。

毎年4月には、区内小学校の新1年生全員に図書リスト「いちねんせいのきみへ」と利用案内を発行しています。さらに、年1回「としょかんだより」を児童向けに編集し、区内全校の児童に配布しています。この他、児童館等の施設、読書グループには団体貸出を実施しています。

また、平成16年3月に策定した「新宿区子ども読書活動推進計画」(計画期間平成15年度～19年度)に基づき、次のような新たな取組

みが行われています。

新1年生への利用者登録（平成16年5月）

区立小学校全校（31校）に図書館職員が直接訪問し、学校を通じて実施し、310人の新規登録がありました。

子どもホームページの開設（平成16年7月）

図書館資料のインターネット予約サービスは、平成16年6月から開始しましたが、図書館のホームページに子どもホームページを開設しました。

児童文学作家による講演会（年1回）

病院サービスの実施検討

区内の病院に長期間入院している子どもたちへの配本サービスの実施を検討しています。（平成18年度実施予定）

【充実策】

「新宿区子ども読書活動推進計画」（計画期間平成15年度～19年度）に基づき、子どもの読書活動を推進し、読書環境の整備を積極的に進めていくことが重要です。

とりわけ区立図書館では計画全体（56項目）の2分の1（28項目）について取組みを行います。関係機関や図書館サポーター等と連携した取組みを期待します。

子どもたちの健全育成のために、優れた文化を子どもたちに伝えていくことが図書館の役割です。児童書については地味でもしっかりしたものをコレクションとして構築し、読ませていく必要があります。

図書館では、読み聞かせなど子どもと本を結びつけるためのさまざまな活動が行われていますが、どのような本を選ぶべきか、図書館職員が本を読んで選定することが重要です。

また、子どもの頃から、図書館の利用方法について指導することが大切です。

(2) ヤングアダルトサービス

図書館サービスの対象を児童と成人とに分けた場合、そのいずれにも当てはまらないか、あるいはそのいずれにも当てはまる利用者層があります。一般的に、少年、ティーンエイジャー、若者等と呼ばれる13歳から18歳（中学生と高校生にあたる学齢）の年齢層です。

1960年代のアメリカの図書館界において「ヤングアダルト」の概

念が、大人と子どもの中間にある世代を対象とした図書館サービスの必要性とともに主張されるようになりました。

日本においては、20年程前に当時の都立江東図書館（1986年江東区へ移管）が全国に先駆けてヤングアダルトサービスを始めたことで知られます。

ヤングアダルトは大人社会の仲間入りをしたいと背伸びをする傾向にありますが、一方では、未知の環境に対しては不安感を抱いています。権威に対して反発する傾向がありますが、次の瞬間には無力感に襲われ他人に助けを求めてきます。図書館職員は彼らの自尊心を受入れ、弱点はさりげなくカバーしてあげる必要があります。

ヤングアダルトサービスの目的は、ヤングアダルトひとりひとりの発達段階に応じた個人的要求に対して、その図書館が有する資源を総合的にかつ効果的に提供することです。

【現 状】

ヤングアダルトサービスは、現状では児童サービスの一部として行われます。

区立図書館では、既に中央図書館児童室（蔵書約2,000冊）、四谷図書館（蔵書約1,000冊）、西落合図書館（蔵書約400冊）、戸山図書館（蔵書約600冊）、鶴巻図書館（蔵書約500冊）にそれぞれヤングアダルトコーナーが設置されています。

なお、「新宿区子ども読書活動推進計画」では、読書環境の整備の中で、読書から遠ざかりがちな中学生・高校生を対象としたヤングアダルトコーナーを各館に設けるとしています。

他の4館についても、現在、館の状況に応じたヤングアダルトコーナーの設置を検討中です。

【充実策】

ヤングアダルトコーナー設置の目的は、既存のヤングアダルト資料をコーナーに集めて配架することだけではなく、少年（13～18歳）の読書への関心を高めること、学校の学習や特別活動に関連した資料、人生や社会問題に関する資料、進路に関する資料等に役立つものを紹介、展示していくことにあります。

現在、中央図書館児童室にあるヤングアダルトコーナーは、わかりにくいところにあるので、平成17年度の児童室改修後は、一般書に一番近い2階の入口に近いところに設置することが望ましいと思われる。

ヤングアダルトの年齢は、13～18歳となっていますが、もっと年

長者もヤングという認識をもっています。

選書についても若者の意見を聞くことは大事ですが、若者が気づかない、若者にとって大切な本もあります。ヤングアダルト担当職員を中心に一般図書担当職員もヤングアダルトの選書に加わることが望ましいと考えます。

(3) レファレンスサービス

公立図書館のレファレンスサービスは、「情報や資料を求めている利用者に対して、図書館職員が質問や相談に応じたり、調査用の資料を整えて要求にこたえたりする活動」です。

レファレンスサービスは、貸出とともに、資料提供機能を実現させる具体的なサービスであり、利用者と資料を結びつけ、図書館利用を促進する上で、重要なサービスです。

【現 状】

利用者から随時寄せられる図書資料や情報その他さまざまな質問に積極的に答えており、内容によっては、相当期間調査の後、回答を行うケースもあります。

現在、中央図書館では全蔵書数約 26 万冊の内、約 12,000 冊がレファレンス図書であり、参考調査室（開架）に所蔵しているのは、5,500 冊程度です。参考調査室の書庫は一杯になっており、これ以上蔵書を増やすことは館の構造上からも困難です。また、地区館でのレファレンス対応は、資料面での限界があります。

平成 16 年度より中央図書館では、利用者から質問・相談を受けた場合、メモとして残し、レファレンス内容の蓄積を図っています。

また、カウンターが混み合う日曜日の午後 5 時～6 時は、貸出・返却業務を一つのカウンターに集中させ、レファレンス業務を他のカウンターで受けるようにしています。

【充実策】

インターネットの普及とともに、新しい情報サービスが要求されるようになり、レファレンスサービスを取り巻く環境も大きく変化しています。

レファレンスサービスにおいては、職員によるインターネットの情報活用が不可欠になっており、ビジネス支援や IT（情報技術）サービスも視野に入れながら検討する必要があります。

中央図書館参考調査室の拡大等は困難と思われませんが、次の点について検討する必要があります。

参考調査専用カウンターの設置

レファレンス専門職員の設置

職員のレファレンス能力向上のためITサービスを含めたレファレンス研修の拡充

今後、利用者へのレファレンスサービスについてのアピールをさらに行い、組織として利用者のニーズに的確に対応できる体制をつくる必要があります。

(4) 視聴覚サービス

情報化時代の今日にあっては、記録された情報が多様化しているため、図書以外の映像や音響資料を図書館資料として提供することが不可欠な時代となっています。

今後、図書館において視聴覚サービスを充実させていくためには、蓄積してきた古い媒体を大切に有効活用していく一方で、進歩し続ける情報媒体を適切に導入したり、時代の要請に沿った優れた資料を収集することで、情報センターとしての図書館に相応しい視聴覚サービスを展開していくことが求められています。

【現 状】

区立図書館の視聴覚サービスは視聴覚資料の貸出と映画会などの事業があります。

個人貸出

音響資料としてCD、LPレコード、カセットテープがあり、映像資料としてビデオ、DVDがあります。

CDの貸出しが主流となっています。LPレコードについては貸出件数が年300～400回で約半数が試聴です。カセットテープについては、6,000強の貸出件数です。

団体貸出

16ミリフィルム・映写機と8ミリフィルム、スライドフィルムがあります。

映画会等事業

ア 映画会

映画の夕べ、水曜映画会、子ども映画会、平和映画会

イ 16ミリ発声映写機操作講習会

年2回(1回20名) 補習年1回

ウ 16ミリ発声映写機検定登録会 年1回

【充実策】

図書館資料が多様化し、新しい視聴覚資料も図書館に収集されるようになって、図書館における視聴覚活動が活発になってきました。今後、優れた視聴覚資料を入手し、利用者に提供できる体制を整えていくことが大切です。

視聴覚資料の個人貸出

音響資料では、CD が貸出しの主流で続いていくことが予想され、今後も充実を図ることが必要です。

LPレコードは貸出しを中止し、館内試聴等の取扱とし、カセットテープについては、資料の劣化状況や貸出状況により貸出しを終了させることを検討する必要があります。

映像資料では、DVD が貸出しの主流となっていくことが予想され、これに対応した映像資料の所蔵構成の確保が望まれます。貸出状況等を見ながら DVD を中心に収集を進め、ビデオから DVD への移行を図ることが望ましいと考えます。

視聴覚資料の 団体貸出

16 ミリフィルムは価格も高く、上映に際しては操作講習会修了者の資格を持つ人が必要などの制限があります。

DVD 移行に際しては、館外貸出用作品の充実が必要とされ、団体貸出用のプレイヤー、プロジェクターの整備も課題です。DVD 団体貸出移行条件整備の進捗状況により、徐々に移行を図り、フィルム・DVD を平行して貸出しする方向で検討を行う必要があります。

映画会等事業

「映画の夕べ」等入場者数が増加しています。定員 100 名を超える場合もあり、現在の開催回数は適当であると考えます。

(5) ビジネス支援サービス

図書館にとってビジネス支援サービスは、全国的にもまだ事例も少なく、新しい分野です。

しかし、ビジネス支援サービスは時代の要請です。従来の娯楽・自己学習支援に加えて、ビジネスに役立つ図書館サービスの実現を図る必要があります。

【現 状】

区立図書館では、角筈図書館を平成元年の開館以来ビジネス支援の中心館と位置づけ、ビジネス関連の資料を収集しています。

現在の角筈図書館のビジネス関連図書の蔵書数は約 13,000 冊、区

立図書館全体では 50,000 冊を超える蔵書があります。

新宿区では、区立産業会館（BIZ新宿）を平成 14 年 12 月に開設しました。ここは、区内産業活性化を図るため、経営改革や新産業の創出を促す中小企業支援の拠点施設と位置づけられています。

経営相談や後継者の育成・新産業の創出に関する情報の提供、創業支援あるいは産業・商業従事者の主体的な交流の場として、ときには専門的な知識を持ったスタッフをそれぞれの分野から招き、助言・相談を受けながら新宿区全体の産業の活性化を図っています。

【充実策】

取組に際しては、先進事例の調査・研究を十分行うと共に、新宿区の地域特性を踏まえた対応が求められます。

公共図書館がビジネス支援サービスを行う必要性について

区立図書館は地域住民にとって心理的・時間的に利用しやすい施設であり、地域社会の基盤である経済の活性化や地域活動の振興についての支援も、より大きな役割が求められています。

区立図書館で蓄積したビジネス資料を有効かつ適切に活用する必要があります。詳細検索が可能なデータベース化が求められます。区商工行政をはじめ都・国の各行政機関との連携・その他類縁機関との連携のもと、地場産業関連資料（文字・映像・音響他）の収集を行い、次世代産業人・商業人の育成支援に努める必要があります。

経営コンサルタント等専門家・有識者の協力を得ると同時に職員的能力開発を行い、有能な人材の確保を行うことが重要です。

(6) 障害者サービス

図書館の理念の一つは、人類の文化遺産をすべての人が享受できる条件を保障することです。しかし、さまざまな社会的・身体的条件によって、これらを享受できない人々も多くおいでです。こうしたハンディキャップを除去して、すべての人々が図書館資料・情報にアクセスできる環境整備を支援していく必要があります。図書リスト障害者サービスは、図書館が行わなくてはならない基本的なサービスの一つです。

【現 状】

区立図書館の障害者サービスは、視覚障害者サービスと家庭配本サービスがあります。

視覚障害者サービス

視覚障害者サービスには、対面朗読と録音図書製作・貸出があります。

ア 対面朗読（中央・四谷・鶴巻・西落合・戸山）
視覚障害のある方を対象に、希望図書の対面朗読を行っています。1回 2時間

イ 録音図書製作・貸出（戸山）
希望の資料をテープに録音し、郵送で貸出す録音テープサービスを行っています。

自館製作録音図書 445点（平成15年度作製8点46巻）

ウ 視覚障害者サービス利用状況等（平成15年度）

視覚障害者サービスの利用登録者は106人です。

（区内在住の視覚障害で身体障害者手帳保持者は736人）

音訳奉仕者は25人で、朗読講習会を実施。

対面朗読は戸山図書館で140回実施、カセットテープ貸出の延利用者は1,825人（1,893タイトル）です。

エ 声の図書館だより（年4回）カセットテープ目録（年1回）を製作し、登録者に送付しています。

家庭配本サービス

各図書館では、図書館の利用が困難な身体障害者の方等を対象に、希望する本を自宅まで配本するサービスを実施しています。（15年度は7館で実施。）

ア 貸出冊数・期間

図書資料は1回10冊、視聴覚資料は5点まで
貸出期間は2週間、延長は1回2週間可能です。

イ 家庭配本サービスの利用状況等（平成15年度）

利用登録者は28人、ボランティアは13人です。

配本回数は229回、貸出冊数は716冊です。

【充実策】

区立図書館の障害者サービスは、視覚障害者を中心にサービスを提供していますが、今後、障害者が今まで以上に図書館サービスを受けられるように対応していくためには、総合的に実施できるような体制の見直しが必要です。

視覚障害者サービスの利用登録の拡大を図る必要があります。

また、資料媒体がカセットテープからCD（デイジー図書*14）に移行しつつあり、移行するための機器整備等の対応が必要です。

子どもの障害者のリクエストに応じた家庭配本を実施。
聴覚障害者について理解を深め、字幕付映画会の開催など聴覚障害者サービスの提供。
対面朗読は利用者が図書館に来館しサービスを受けています。
今後は、希望者の家で対面朗読を行うことも検討し、サービス拡大のためには音訳ボランティア（図書館サポーター）を増やす必要もあります。

(7) IT(情報技術)を活用したサービス

図書資料に加え、電子情報の提供も重要です。

また、サービスの提供方法についても、ITを活用した効率的・効果的なサービス手法を追及する必要があります。

【現 状】

オンラインネットワークは、平成3年12月に中央図書館にコンピューターを導入し、角筈図書館と結んだことに始まり、その後、漸進的にネットワークを拡大し、平成9年4月に全館のネットワークを完成しました。

その後、機器の老朽化等に対応するため、平成13年9月図書館情報システムの再構築を行いました。これにより、システムの高速度の実現とインターネットの導入と活用が図られ、同年10月には図書館のホームページを開設しました。

平成16年6月からインターネットによる予約サービスが開始され、予約サービスは飛躍的に向上しました。Web・モバイルだけでなく、館内のOPAC*15でも「検索」だけでなく「予約」もできるようになりました。同年12月からは図書資料の貸出期間の延長もインターネットからできるようになりました。

なお、「新宿区子ども読書活動推進計画」に基づき、平成16年7月には「子どもホームページ」を開設しました。

また、平成17年3月に図書館のホームページに「意見欄」を設置しました。

【充実策】

図書館の情報通信技術を積極的に活用することにより、さまざまな新しいサービスを享受することが可能になります。

例えば、インターネット等に接続することにより、外部のデータベース等の情報を閲覧することができます。

また、ホームページを活用することにより、資料検索や電子情報

の閲覧、電子メールによるレファレンスサービスを受けることができるようになります。

これにより障害者や高齢者など日頃図書館に来館しづらい利用者にとっても図書館の資料・情報が利用しやすくなります。

今後、有料データベースへの接続を行い、レファレンス等にどの程度活用できるか検討することが重要です。

また、CD-ROM*16の購入と利用者への情報提供及びインターネットが利用できる利用者用端末の設置もオンラインネットワーク求められます。

(8) 高齢者サービス

赤ちゃんから高齢者まで利用する図書館において、高齢者サービスを明確に一分野とするサービス確立の必要性は薄いと考えます。一方、施設環境面でのバリアフリー*17やユニバーサルデザイン*18など、高齢者にとっても利用しやすい図書館づくりを進めることが重要です。

【現状】

平成12年度の国勢調査によると、新宿区の65歳以上人口は17.02%です。これは、23区の16.43%、東京都の15.84%と比較すると高齢者比率は高くなっています。平成12年から平成15年までの過去3年間の65歳以上人口の推移を見ても65歳以上人口は増加しています。

区立図書館の利用登録率をみると、新宿区人口に占める区民利用登録者率は平成16年3月末現在で約22%であるのに対し、60歳以上高齢者の利用登録率は約10%前後であり低い状況です。

現在、区立図書館では、家庭配本サービスを歩行困難な高齢者にも提供しています。また、中央図書館・戸山図書館には大活字本を配置しています。

なお、エレベーターの設置など施設面での対応は、一部の地区館の現状では困難な状況です。

【充実策】

生涯学習への関心が高まる中で、高齢者が図書館を利用しやすくするためには、快適な環境を整えることが重要です。このためには、高齢者にも配慮された施設の改善を行う必要があります。

バリアフリー設備の改善・充実は公共的施設としての基本的な方向性です。今後、図書館施設の改築、新築時に出入口・昇降設備・

トイレ・書架・閲覧席等を高齢者に配慮したものとする必要があります。

なお、特に高齢者向けの本を配架した高齢者コーナーは設置する必要はありませんが、高齢者優先席の設置は検討する必要があります。

(9) 外国人サービス

誰もが図書館サービスを受けることができます。23 区の中でも特に外国人人口の多い新宿区では、「多文化共生」の地域コミュニティの醸成を図る上でも今後力を入れていく必要があります。

【現 状】

新宿区の外国人登録人口は、平成 11 年 1 月 1 日現在 20,210 人でしたが平成 16 年 1 月 1 日現在では 29,143 人となっています。5 年間で 44%も増加しました。

区立図書館の平成 16 年 4 月 1 日現在の洋書等の蔵書数は約 4,900 冊です。四谷・北新宿・大久保の 3 館で主に対応しています。

	一般洋書 (冊)	児童洋書 (冊)	合 計 (冊)
中央図書館		200	200
四谷図書館	2,119	380	2,499
北新宿図書館	1,407	72	1,479
大久保図書館	586	145	731
合 計	4,112	797	4,909

(主な言語は、一般は英語・中国語・韓国語、児童は英語・韓国語)
洋雑誌は 42 種類(英語 22、中国語 7、韓国語 6、仏語 5、独語 2)
洋新聞は 9 種類(英語 5、中国語 3、韓国語 1)です。

図書館案内は、英語・中国語・韓国語版で作成しています。

【充実策】

増加傾向にある区内在住の外国人利用者のニーズに対応するため、外国人が日本で暮らしていくために必要な情報や知識を得ることができるよう図書館資料の提供を行うことが求められています。

新宿区の人口の 1 割以上が外国人です。現状の外国語図書約 4,900 冊では不十分であり、外国語図書の充実が不可欠です。

また、区内在住の外国人約 2 万 9 千人のうち、約 2 万人が韓国・朝鮮・中国の方々です。このため、外国語対応は主として韓国語・中国語・英語で行う必要があります。

今後、ボランティアと協働して中国語や韓国語での読み聞かせの実施や外国語による館内表示など外国人サービスを充実させる必要があります。

(10) 学校図書館との連携

学校図書館については、個別法として「学校図書館法」があります。また、学校図書館における図書標準も定まっていますが、公共図書館

と比較して蔵書数は少ないのが現状です。学校図書館を資料や情報で支援していくことは公共図書館の重要な役割のひとつです。

学校図書館には大きく分けて「読書センター」と「学習情報センター」としての2つの機能があります。学校図書館としては教育課程に必要な資料は児童に身近な学校図書館で揃えていくことを目標として蔵書計画を立てる方針ですが、まだ十分とは言えず公共図書館でバックアップしていく必要があります。

【現 状】

新宿区内には区立小学校 30 校、区立中学校 13 校、区立養護学校 1 校があります。(平成 16 年度)

学校図書館では、平成 14・15 年度「緊急地域雇用創出特別補助事業」(国費 2 年間)により図書館スタッフが各校に 1 名ずつ配置されました。また、平成 15 年度より、12 学級以上の小・中学校には司書教諭の配置が義務付けられました。新宿区では、少子化の中で 12 学級以下の学校が多く、平成 16 年度から「地域学校協力体制の整備」事業が開始され、この事業の中の 1 メニューとして学校図書館に司書を配置しています。事業経費の約 55%が学校図書館に使われています。

現在、実施している学校との連携は、

小学校は図書館見学、生活科の仕事調べなどで来館。中学校は総合的学習及び職業体験学習で来館。

学校の要請を受け、学校へ行って児童・保護者を対象に「読み聞かせの講習会」などを実施。

団体貸出は全館で対応しており、平成 16 年度は小学校 17 校、中学校 2 校が利用しています。

【充実策】

学校図書館を学校教育の中で十分に機能させることが学校の役割です。「新宿区子ども読書活動推進計画」に基づき、各学校図書館の

蔵書増を図っていく必要があります。

学校図書館が読書センターとして、また学習・情報センターとしてという二つの機能を果たすためには、「読書指導」と「図書館利用・資料活用」についての学校としての指導計画作成と指導、司書教諭・図書館担当教諭を中心とした学校内の指導・整備体制、図書館スタッフの活動内容の充実と効率化、保護者の学校図書館ボランティアの活動の創意工夫と充実が求められます。

今後、区立図書館と学校図書館との連携については、各館の特性や学校の要望に基づいて、次の取組が必要であると考えます。

学校図書館スタッフの研修の受入れ
学校支援としての団体貸出の強化
出張お話し会等図書館職員の派遣
図書館利用教育としての児童・生徒の受入れ等

(11) 大学図書館との連携

大学には、学生・教職員のための図書館があります。大学には必置の施設です。

大学も地域社会の中で活動する地域社会の一員です。大学の持つ知識・情報提供は、地域住民にとっても重要であり、区立図書館のサービスのひとつとして、大学図書館と連携したサービスが必要です。

【現 状】

大学図書館との連携は、「大学図書館への紹介状発行方式」と「大学図書館の利用」があります。

大学図書館への紹介状発行方式

利用者（区民）からの請求に基づき、受付館が所蔵の有無・閲覧の有無・利用時間等を確認してから大学図書館へ「紹介状」を発行します。

請求者は、「紹介状」を持参し、当該大学図書館に行って閲覧します。（平成 15 年度実績 中央図書館 8 件）

大学図書館の利用

東京富士大学と新宿区は、大学図書館と区立図書館の相互協力を行うことで合意し、平成 15 年 12 月に覚書に調印しました。

これにより、平成 16 年 1 月から新宿区民（社会人）が東京富士大学図書館を利用できるようになりました。

（平成 17 年 2 月末 17 人登録）

満 20 歳以上の区民で研究テーマ等を持つ場合、年間登録料 3 千円で、大学図書館の利用サービスが受けられます。一方、区立図書館は、大学図書館が求める郷土資料・地域資料・行政資料等の貸出に応じます。

なお、新宿区は、平成 17 年 1 月に目白大学と図書館の相互利用に関する覚書に調印しました。これにより、平成 17 年 4 月 15 日から新宿区民（社会人）が目白大学新宿図書館を利用できるようになります。

また、区民（在住・在勤）は、早稲田大学エクステンションセンターの会員として年間登録料 6,000 円（一般 8,000 円）で大学図書館での閲覧ができます。

【充実策】

大学図書館にしかない専門図書や専門雑誌は多くあります。

今後とも大学図書館等との連携の下に、図書館資料や情報の収集・提供は効率的に行う必要があり、区民・利用者の学習機会の拡大となる現在の大学図書館との連携は、今後も推進する必要があります。

新宿区内には、他に早稲田大学、東京理科大学、工学院大学、東京女子医科大学、東京医科大学、学習院女子大学などがあり、これらの大学との相互協力を検討していく必要があります。

(12) 開館日及び開館時間の拡大

都市化の急速な進展に伴う就労形態や生活様式の多様化に伴い、図書館利用に制約を受ける人々がいます。人々の図書館利用を促進する方策のひとつとして、開館日及び開館時間の拡大が求められています。

【現 状】

23 区全体の状況をみると、おおむね区立図書館（地域館含む）の図書館の開館時間は午前 9 時から午後 7 時（または午後 8 時）までとなっています。

したがって、開館時間において新宿区は、23 区中最も短くなっており、区民・利用者から開館日・開館時間延長の要望が寄せられています。社会人の図書館利用に対応した開館時間の延長要望もあります。

職員の勤務体制及び管理運営体制の見直し、経費等の問題があり、開館日及び開館時間の急速な拡大は困難な状況ですが、区は現在、

要望の強い地域館の開館時間延長について、実現可能な対策を検討しています。

なお、祝日開館については、平成 9 年度からこどもの日（5 月 5 日）と文化の日（11 月 3 日）を開館しています。

【充実策】

区民・利用者の要望を踏まえ、各図書館の開館時間を 1 時間延長できるよう、職員の勤務体制及び管理運営体制の見直しなどの問題を検討し、開館時間・開館日を順次拡大することが望ましいと考えます。

早期に四谷図書館を除く地域館 7 館の平日の開館時間を午前 10 時から午後 7 時まで夜間 1 時間延長

四谷・角筈・大久保の 3 館については、毎月第 4 日曜日を開館（地域センターとの併設の関係で現在は毎月第 4 日曜日休館）

祝日の開館日を増やし、将来的には年末年始を除き全祝日の開館

中央図書館・四谷図書館の平日の開館時間を午前 10 時から午後 9 時まで夜間 1 時間延長

中央図書館は通年開館（月曜日も開館）

(13) ボランティア・NPO等との連携

行政だけで区立図書館を運営する時代ではありません。社会経済の成熟の中で地域活動が活発化しており、自発的・非営利の社会貢献活動が、参加する個人の自己実現と同時に社会的にも評価される時代となりました。

今後、利用者・区民の目標に立った運営が求められ、ボランティア・NPOは、利用者の視点、行政に対する批判の視点を備えた活動主体として、積極的な連携を図ることで、地域社会に支えられる図書館運営の実現に寄与します。

【現 状】

新宿区では平成 16 年 3 月「新宿区・地域との協働推進計画」が策定されています。この計画は、区民・ボランティア・NPO・事業者と区が、対等なパートナーシップを基本に、協働と区政への参画を具体的に進めるためのものです。

区立図書館においても、区内の多彩な人材を受け入れることにより、図書館サービスの充実を図ると共に、地域に密着した図書館づくりを進めるために、平成 16 年 7 月「図書館サポーター制度」を創設しました。

これまで、児童室での読み聞かせ、対面朗読・家庭配本など障害をお持ちの方へのサービス等でボランティアにご協力をいただいていたが、「図書館サポーター制度」では、区民の皆さんに幅広く図書館の活動に参加していただくため、活動内容を図書館資料の返却・整理・図書館利用案内等、図書館活動全般に広げました。

平成 16 年度は、既存のボランティアと合わせて約 150 名の方が、新たに図書館サポーターとして登録し、7 月 6 日より区立図書館 9 館で活動を始めています。

【充実策】

区民や地域団体との協働・連携の強化を図るため、図書館サポーター制度の充実を図っていく必要があります。

図書館の多様な活動に参加する機会を区民に積極的に提供し、区民に支えられ、愛される図書館として発展することが期待されます。

今後は、図書館サポーターの活動の範囲を広げ、図書館ナビゲーター、外国人の図書館利用支援、ビジネス支援サポーター、環境美化サポーターなどの業務についても図書館サポーターとの対等なパートナーシップ*19を基本として検討を行っていく必要があります。

サポーターが自立した活動を行うためには、図書館が主体的にサポーターにかかわり、活動には図書館が責任をもつとともに、サポーター同士の横のつながりができるよう支援していくことが必要です。

(14) 管理運営の多様化

行政がすべてを決め、行政だけが運営する時代は終了しました。図書館運営を担える民間事業主体も徐々に現れてきました。

自治体では貸出・返却等業務の委託化が拡がり、また、少数ではありますが、指定管理者による（P F I*20方式による建設）図書館運営が行える時代となりました。

行政のみ、職員のみが公共図書館を運営する時代ではありません。今後の図書館運営は、多様な資源を効率的に活用し、さまざまな主体による図書館サービスの競争を促して利用者にとって満足度の高い図書館運営を実現する必要があります。

【現 状】

現在、新宿区立図書館（9 館）はすべて区の直営で運営されていますが、平成 16 年度 23 区では、11 区が委託を導入しています。平成 17 年度はさらに増える状況ですが、現在、新宿区では委託を検討

していません。

平成 16 年 9 月に実施した「新宿区区民意識調査」では、今後の地域図書館の運営方法について、「引き続き区の直営で運営する」が 41%を占めています。(民間・その他の運営 25%など)

新宿区では、平成 14 年度から図書館奉仕員制度がスタートし、平成 16 年度は 20 人の図書館奉仕員が各館で窓口業務を中心に従事しています。図書館奉仕員は全員が司書又は司書補の資格を有し、図書館で勤務するという明確な目的意識を持っているので、専門性の高い質の良いサービスが提供できます。

【充実策】

図書館の管理運営にはいくつかの形態があり、それぞれの管理運営形態について検討していく必要があります。

選書・重要なレファレンス・苦情対応窓口は職員が行っていても、平易なカウンター業務などは委託しているところも増えてきています。

税金で運営する以上、効率的な運営方法を考えなければなりません。非常勤職員(図書館奉仕員)を主体に運営する館や部分的な委託、NPOへの委託も考えられますが、それぞれの運営方法のメリット・デメリットを充分検討する必要があります。

運営形態に対する最終的な選択は、区民・利用者が評価することにより、定まっていくものです。したがって、図書館サービス評価のあり方についても、併せて検討する必要があります。

7 おわりに

公共図書館が果たすべき基本的な役割を果たしながら、今後、時代の変化に適応した図書館サービスを行うためには、既存のサービス提供方法の変更、内容の充実、新たなサービスの検討が求められます。

図書館運営協議会は、図書館の理念・役割・機能についての議論に引き続き、児童サービスをはじめ 14 項目の図書館サービスについて協議・検討を行いましたが、多岐にわたるサービス充実施策の具体化には、財源の確保が重要です。

この他にも、図書館が今まで実施してこなかった事業（講演会、読書会支援等）の検討の必要性をはじめ、サービスを実施していくための人材の育成、研修体系の整備等、図書館として当然取り組まなければならない課題も多くあります。

しかし、これら体制整備は、行政の努力にかかわるものであり、図書館運営協議会としては、本提言における充実策の具体化検討にあわせて、これらの体制整備を併せて検討がなされることを強く期待します。

用語の説明

- * 1 レファレンスサービス
何らかの情報あるいは資料を求めている図書館利用者に対して、求められている情報あるいは資料を提供ないし提示するサービス
- * 2 レフェラルサービス
館外の情報源についての情報を提供したり紹介するサービス
- * 3 「新宿区子ども読書活動推進計画」
新宿区が子どもの読書環境を整備するためのマスタープラン
(計画期間は平成 15 年度～19 年度)
- * 4 「新宿区次世代育成支援計画」
少子化社会に的確に対応し、持続可能な社会の実現に向け、新宿区が今後めざしていく方向性と施策について策定した計画(計画期間は平成 17 年度～21 年度)
- * 5 データベース
大量のデータを分類、体系化して磁気ディスクなどに蓄積して置き、その中から必要なデータをいつでも、容易に引き出せるようにしておくシステム
- * 6 Web
(WWW / ホームページ) インターネット上の分散データベースに蓄積された、ハイパーテキスト・ページの膨大な集合の統合システムのこと。
- * 7 エンパワーメント
力をつけること。女性が政治・経済・社会・家庭などのあらゆる分野で、自分たちのことは自分たちで決め、行動できるよう能力をつけ、パワーアップしようとする概念
- * 8 横浜市の「横浜女性フォーラム」
横浜市戸塚区にある施設で、情報・相談事業、就業支援事業、市民活動支援事業等を実施し、女性の就職と起業支援に力を入れています。また、情報ライブラリーをつくっており、レファレンスも充実しています。

* 9 キャリアアップ

経歴を高くすること。

* 10 ネットワーク

網を張りめぐらすこと。例えば、コンピューターや端末を相互に接続し、ソフトウェアなどを相互利用すること。

* 11 NPO法（特定非営利活動促進法）

民間の非営利団体（Nonprofit Organization）は、福祉、環境、まちづくりなど幅広い領域で、課題解決の実績を積み重ねる活動を行い、その存在と重要性が広く認められるようになりました。しかし、NPOの多くは、活動する上で法人格を持たないことにより支障が出る場合もあり、その対応策が求められていました。

このような要請に応え、NPOがより活発な活動ができるよう環境整備を図るため制定された法律がNPO法（特定非営利活動促進法）です。この法律は、法の定める分野の非営利活動を行う団体に「特定非営利活動法人（NPO法人）」という法人格を与えることにより、ボランティア活動をはじめとする市民活動の健全な発展を促進し、公益の増進を図ることを目的とします。

* 12 行政との顕著な違い

	行政	NPO
方法論	公平・平等原理 （一部にのみ利益が偏ることを厳しく禁止）	共感原理 （共感する課題に対して活動正義感や好悪による）
効率性	領域内での競争原理が働きにくい	支援者確保で一定の競争原理が働くが、非効率でも存在が可能
保障性	普遍的に高い	組織力がなければ低い
選択性	原則的に低い （一地域一窓口。選択できる窓口に限定）	共感によって多様に成立 （多元的。依頼者の選択性が低い場合もある）

* 13 「指定管理者制度」

地方公共団体が指定する団体に公の施設の管理運営を行わせるもので、効果的、効率的な管理を実現するため、管理運営主体には限定がなく、民間事

業者もなりえます。(NPOも含む)平成15年6月の地方自治法の改正により導入された制度です。指定管理者は、施設の使用承認など、従来の区の実務管理権限を指定により委任できます。

*14 デージー図書

デージーとは視覚に障害にある人の国際標準規格の録音システムとして開発された「Digital Audio-based Information System(デジタル音声情報システム)」の頭文字をとった呼称。

CD-ROMに音声情報を記録している。CD1枚に最長約60時間の録音が可能。編集には専用のソフトウェアを使用し、目次検索情報を加えることにより、数々の頭出し機能などを使用することができる。

*15 OPAC (On-line Public Access Catalog)

図書館内での蔵書検索用の利用者開放端末

*16 CD-ROM (Compact Disk Read Only Memory)

CDを使ったコンピューター用の読み出し専用記憶装置

*17 バリアフリー

障害者や高齢者の生活や活動に不便な障害を取り除くこと。
階段に代わるスロープを付けるなど。

*18 ユニバーサルデザイン

健常者も体の不自由な人も、高齢者も、あらゆる人にとって有益な機能性とファッション性を備えたデザイン

*19 パートナーシップ

2人以上の者がそれぞれ金銭、資産、労務、技術等を出資し、共同して業務を行う契約またはその関係

*20 PFI (Private Finance Initiative)

公共施設等の建設、維持管理、運営等を民間の資金、経営能力及び技術的能力を活用して行う新しい手法

平成 15・16 年度 図書館運営協議会委員名簿

氏 名	現 職
社会教育団体関係者 2名	
矢口 悦子	新宿区社会教育委員
加藤 博子	新宿区家庭教育グループ連絡会会長
区立学校関係者 1名	
山田 武雄	新宿区立落合第四小学校長
学識経験者 3名	
小杉山 清 (会 長)	全日本社会教育連合会理事長
中多 泰子 (副会長)	大正大学教授
三輪 建二	お茶の水女子大学教授
図書館利用者代表 4名	
奥津 浩美	公募委員
埜崎 美地子	公募委員
日高 奈美子	公募委員
山本 郁代	公募委員
図書館職員 4名	
鹿島 一雄	中央図書館長
広田 昭	中央図書館奉仕係長
坂井 美智子	中央図書館視聴覚係長
林田 興一	戸山図書館長(平成16年度)
豊崎 晴代	戸山図書館長(平成15年度)

(計14名)

平成15・16年度 図書館運営協議会協議経過

(平成15年度)

回数	開催日	協議事項・検討経過等
第1回	平成15年6月27日	<p>委嘱状交付 会長・副会長選出 報告事項 図書館運営協議会の組織・運営について 区立図書館の概要について 新宿区子ども読書活動計画の策定について 今後の図書館運営協議会の活動について協議 教育長との懇談</p>
第2回	平成15年7月30日	<p>各委員から要望・意見提出 昭和63年2月9日社会教育審議会社会教育施設分科 会報告「新しい時代(生涯学習・高度情報化の時代)に 向けての公共図書館の在り方について」 平成10年10月27日生涯学習審議会社会教育文科審 議会報告「図書館の情報化の必要性とその推進方策につ いて」について説明 新宿区立図書館の理念・役割について協議 四谷図書館・角筈図書館視察</p>
第3回	平成15年9月2日	<p>生涯学習審議会「社会の変化に対応した今後の社会教 育行政の在り方について(答申)」について説明 新宿区立図書館の理念・役割について協議 中央図書館視察</p>
第4回	平成15年9月25日	<p>各委員から意見提出 平成13年7月文部科学省告示「公立図書館の設置及 び運営上の望ましい基準」について説明 新宿区立図書館の理念・役割について協議</p>
第5回	平成15年10月17日	<p>報告事項 「『新宿区子ども読書活動推進計画』計画のあらまし (中間)」について ビジネス支援サービス関係資料配布</p>

		新宿区立図書館の理念・役割について協議 西落合図書館視察
第 6 回	平成 15 年 11 月 11 日	報告事項 「しんじゅくの図書館 2003」について 新宿区立図書館の理念・役割について協議 (中央図書館及び地域図書館の役割)
第 7 回	平成 15 年 12 月 9 日	報告事項 新宿区子ども読書活動推進計画(素案)について 東京富士大学と新宿区の図書館相互協力について 新宿区立図書館の理念・役割について協議 ビジネス支援機能について 地域に支えられる図書館について(ボランティア・NPO) 戸山図書館視察
小委員会	平成 16 年 1 月 20 日	新宿区立図書館の理念・役割(中間のまとめ) について協議
第 8 回	平成 16 年 1 月 27 日	報告事項 新宿区子ども読書活動推進計画(素案)のパブリック・コメントの結果について 新宿区立図書館の理念・役割(中間のまとめ)について協議
第 9 回	平成 16 年 2 月 24 日	報告事項 新宿区子ども読書活動推進計画の数値目標について 図書館奉仕員の応募状況について 「区立図書館サービスの基本的なあり方 中間のまとめ」(案)について協議
第 10 回	平成 16 年 3 月 23 日	報告事項 新宿区子ども読書活動推進計画について 図書館の平成 16 年度予算概要について 「区立図書館サービスの基本的なあり方 中間のまとめ」を教育長に報告

(平成16年度)

回数	開催日	協議事項・検討経過等
第1回	平成16年6月30日	報告事項 6月5日開催「区民との意見交換会」について 協議事項 レファレンスサービスについて 開館日及び開館時間の増について
第2回	平成16年7月27日	報告事項 子ども読書活動推進会議について 協議事項 高齢者サービスについて 外国人サービスについて
第3回	平成16年9月7日	報告事項 新宿区第4次実施計画(中間のまとめ)について 協議事項 視聴覚サービスについて ヤングアダルトサービスについて 大学図書館との連携について
第4回	平成16年10月5日	協議事項 IT(情報技術)を活用したサービスについて 障害者サービスについて 中町図書館・鶴巻図書館の視察
第5回	平成16年11月9日	協議事項 ビジネス支援サービスについて 児童サービスについて 学校図書館との連携について
第6回	平成16年12月1日	協議事項 ボランティア・NPOとの連携について 管理運営の多様化について 北新宿図書館・大久保図書館の視察
小委員会	平成17年1月25日	区立図書館サービスの基本的なあり方について(提言)案について協議

第7回	平成 17 年 2 月 22 日	<p>報告事項 図書館資料の館外貸出し登録要件の検討について</p> <p>協議事項 区立図書館サービスの基本的なあり方について（提言）案について</p>
第8回	平成 17 年 3 月 8 日	<p>報告事項 図書館の平成 17 年度予算概要について</p> <p>「区立図書館サービスの基本的なあり方について」提言を教育長に提出</p>